

マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の一部改正

1 経緯及び背景

国では、老朽化が進み維持修繕が困難なマンションの再生の円滑化のため、マンションの建替え等の円滑化に関する法律（以下「法」といいます。）を改正し、特定行政庁（市）が行うマンションの除却の必要性の認定（以下「認定」といいます。）の要件を拡大しました。

国のマンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則において、認定に係る申請の際に申請者が提出する書類の一部を市の規則で定めることとしていますが、認定要件の拡大に伴い、市の規則で定める申請者が提出する書類を追加するため、本市マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則（以下「市規則」といいます。）を改正するものです。

2 内容

(1) 認定に係る申請の際に申請者が提出する書類について、次のとおり追加します。

（第9条関係）

ア 要件に応じて提出する書類

法改正により追加された要件	市規則に追加する提出書類
火災に対する安全性が不足していること	法第102条第2項第2号の国土交通大臣が定める基準に適合していないことを証する書類
外壁等の剥落により周辺に危害を生ずるおそれがあること	法第102条第2項第3号の国土交通大臣が定める基準に該当することを証する書類
給排水管の腐食等により著しく衛生上有害となるおそれがあること	法第102条第2項第4号の国土交通大臣が定める基準に該当することを証する書類
バリアフリー基準に適合していないこと	法第102条第2項第5号の国土交通大臣が定める基準に適合していないことを証する書類

イ 全ての要件に共通して提出する書類

平面図、配置図その他の除却の必要性の認定の申請に係るマンションを特定するために必要な書類

ウ ア及びイに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(2) 権利変換計画の認可に係る申請の際に提出する書類の変更（第8条関係）

施行マンションの区分所有権又は敷地利用権について担保権等の登記に係る権利が存する場合の権利変換計画において、関係権利者の利害の衡平を図るため施行者が必要な定めをしたときに添付する書類を、「同意を得られない理由又は確知することができない理由を記載した書類」から「関係権利者の利害の衡平を図るための必要な定めに関する関係権利者の意見の概要を記載した書類」に変更します。

3 施行日

公布の日（3月下旬予定）